

公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（以下「基金」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 基金は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員及び評議員の報酬は日額5,100円とし、別表に定める金額の範囲内で、理事会、評議員会出席等必要の都度定額を支払うことができる。
- 3 役員及び評議員には、賞与、退職金は支給しない。
- 4 地方公務員が、役員又は評議員を兼務する場合は無報酬とする。

(報酬等の支給日)

第4条 役員及び評議員の報酬等は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 基金は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 基金は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

別表

	年額
評議員	62,000円
役員	82,000円

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。